

Dixon-Yates 契約について

——国家と独占資本との合体の一例証——

辻 和 夫

今日、アメリカの独占体が、様々な形で国家との癒着を深め、これを基盤として支配的地位を強化しているが、就中、原子力産業分野にその最も劇的な姿を示していることはよく知られている⁽¹⁾。原子力産業は一九四三年前後の創生当初から巨大なものであったが、その後きわめて僅かの期間に、単一産業としてはアメリカ全産業の中で最大のものに成長し、かつ又それは「最高の水準に達した国家と独占との合体」のもとに運営されて来た⁽²⁾。原子力開発計画の政府中枢機関である原子力委員会 Atomic Energy Commission (以下AECと略記)が、一九四六年原子力法——マクMahon法 McMahon Act of 1946 と通称されてゐる——にもとずいて、この新軍需産業を陸軍から受け継ぎ、所有権は政府に、経営権は民間産業にと云う「自由企業」主義のもとに産業運営が行われるようになってから、いくつかの巨大トラストが国家と契約を結び、国家予算から巨額の長期的利益のひき出しに成功して来た。此の間、政府の関係諸機関、特にAECは原子力産業を支配する諸独占体の「カルテル本部」となり、

アメリカ産業界に「新しい種類の公私混合企業形態」をつくり出すことよって、「諸トラストのための持株会社」としての役割を果したと云われている。⁽³⁾この傾向は、原子力の平和的利用に道を開いた一九五四年法 Atomic Energy Act of 1954⁽³⁾で更に促進されることになった。原子力開発の新しい局面の展開を評価して、W・アダムズ、H・M・グレイは次のように述べている。この立法のおかげで

「民間利権屋が一二〇億ドルにおよぶ公共領域部門の受益者になった。そして新しい法律は私企業に豊かな活動の余地を与えながら、独占の濫用を防止する規定は最も貧弱なものにすぎなかった。多くの人々が『電力トラスト』の勝利と見なしたこの法案は、一九三五年の公益事業持株会社法が防止を企てた集中そのものを促進し⁽⁴⁾そうである。」

すでにいくつかの公益事業独占体は、一九五一年五月にAECが民間事業会社グループとの間に結んだ私的資本による研究計画に参加し、エネルギー産業の革命的変革の時期にその支配的地位を維持し、強化する基礎を確保しつつあったが、原子力産業は又、他面において巨大な電力消費産業でもあり、電力事業資本にとって好個の市場を構成していた。一九五六年に原子力兵器の生産は全米発電量の一〇%を消費しており、これは同年の全国家庭消費電力量の半分に等しかった。AECはそのため、国内各電力企業との間に契約を結び、テネシー州オークリッジ Oak Ridge・ケンタッキー州パドゥッカ Paducah およびオハイオ州ポーツマス Portsmouth の各政府所有原子力工場に電力を供給させることになった。この種の電力契約中、主なものは次の通りである。

TV A II オークリッジ基本契約（一九五一年十一月成約、契約電力七〇万KW）

TV A II パドゥッカ基本契約（一九五三年三月成約、契約電力五〇万KW）

電気エネルギー株式会社 Electric Energy, Inc. Ⅱパドック基本契約（一九五一年五月成約、契約電力五〇万KW）

オハイオ河域電気株式会社 Ohio Valley Electric Corp. Ⅱポーツマス基本契約（一九五二年十月成約、契約電力五〇万KW）

ミシシッピー河域発電会社 Mississippi Valley Generating Co. ⅡAEC契約、（一九五四年十一月成約、契約電力六〇万KW）

このうち、最初の二つを除くは、いづれも電力私企業グループが、契約にあたって新たに設立した共同会社と結ばれたものである。共同会社は第二次大戦後急速にあらわれ出した巨大産業会社間の部分的合同であり、これによって諸独占集団は完全な合同以外の方法で、戦略的方向に合成された金融的、産業的比重を利用することが出来た。政府との長期契約のもとに、電力独占体、発電所建設業者、設備供給会社および、かれらに融資する金融諸機関は大きな利潤機会が保障されたのである。かくて、アメリカ政府の原子力開発計画は、エネルギー産業分野に新たに超独占をつくり出すとともに、電力独占体を強化し、アメリカ経済における巨大トラストの支配権をますます強めることになった。

現代国家と独占体のかかわり合いという点で、公益事業産業は最も古い歴史をもっているが、「国家と独占とのアマルガムが極点にまで達している」⁽⁵⁾「原子力産業を舞台に、両者の結びつきは一段と強いものに発展した。

本稿は、右にあげた政府電力契約の一つ、ミシシッピー河域発電会社ⅡAEC契約（これは契約私企業側の代表者の名をとってディクソン・イエーツ契約 Dixon-Yates Contract と呼ばれている。以下、DY契約と略記）

の取引をめぐる諸問題を明らかにし、その分析、批判を通してこの最も今日的な電力独占と国家との結合の事実をつきとめ、現代国家独占資本主義批判の一端に触れようとするものである。

DY契約はいくつかの政府電力契約のなかでも、あらゆる意味においてその頂点に立つものであった。それは私企業との契約中最大の契約規模と利権内容をもつばかりでなく、公益事業分野での歴史的な独占統制のうち僅かに有効であった部分にたいする、電力トラストの集中的攻撃でもあった。そして国家諸機関はかれら独占体の機関として、その目的達成のために完全に機能した。契約の全過程は又、独占体間の闘争と結合の複雑な記録でもあり、国家権力機関をにぎるものの優越を再確認するものでもあった。DY契約は、公益事業独占体を尖兵とする巨大独占組織体のあらわな「公益」侵害であり、アメリカ国内の広汎な反独占諸勢力の強い反撃を呼びおこした。そしてこの契約に関する限り反独占の勝利を導いたのである。かように、DY契約は現代アメリカの国家と独占体相互、独占と反独占の諸関係を最も特徴的に代表する、最もあたらしいケースであった。本稿で特にDY契約をとりあげたのも、これが現代アメリカにおける政治と経済との絡み合いを、電力産業について最もよく映し出しているからに外ならない。

(1) これについての包括的研究の一つにJ・C・アレン「原爆帝国主義」（世界経済研究所訳）一九五二年がある。なおこの問題に触れたものとして

W. Adams & H. M. Gray, *Monopoly in America*, 1955, p. 142 ff.

武山泰雄「アメリカ資本主義の構造」昭和三十三年、

V・パエロ「最高の金融帝国」（浅尾孝訳）一九五七年。

(2) V・パエロ「上掲書」五ページ。

(3) アレン「上掲書」九五～九九ページ。

(4) W. Adams & H. M. Gray, op. cit., p. 144.

(5) アレン「上掲書」九九ページ。

二

先づDY契約の成立に至る取引経過および契約概要を簡単にみておこう。

本契約は一九五四年十一月に、ケンタッキー州パドッカの国有原子力工場が必要とする電力購売について、AECとディクソン・イェーツ電力コンバインとの間に結ばれたものである。この国有原子力工場への電力は、はじめTVAから供給されていたのであるが、全般的な原子力開発計画の進展につれてTVA設備容量に大きな不足が生じ、これを補うという理由から私的電力会社との間に長期契約が結ばれることになった。一九五三年のTVA報告書によると、同年六月三〇日現在の設備容量五一〇万KWのうち約二五%をAECが使用していたが、翌一九五四年には六六〇万KWの容量中AECの負荷は二三万KWすなわち三五%に増大した。ところが一九五七年の見通しとしては、設備容量が一九五四年の四六%増、九五三万KWになる計画であったにたいし、総負荷の方は九八〇万KWに増えることが予想されていた。このうちにはAECの負荷が一九五四年より三三%増加し、三三二万KWに達する見込需要が含まれていた。結局、TVAは一九五七年までに二二万七〇〇〇KWだけ容量が不足するおそれがあった。そこで、もしAECの需要増加がないものとすれば、TVAは容量不足に直面することもなく、ひいては他のTVA顧客へのサービスを妨げずに済むはずだと考えられ、AECがTVAより

受けている電力と引替えに、私企業からTVAに電力を供給させることで一般消費者サービスを維持せしめる、という名目のもとに、AECが私的電力業者と契約を結ぶことになったのである。

パドッカ原子力工場には、既にTVAと並んで私的電力企業の共同会社——電気エネルギー会社からも五〇万KWが供給されていた。AECははじめ、この会社の持株会社の一つであるユニオン電気会社 Union Electric Co. の社長マッカフィーと折衝し、彼は電気エネルギー会社のジョッパ発電所 Joppa plant の容量を増設する立場をとっていたが、その後間もなく新会社を設立し、五〇万KWの発電容量をもつ発電所を建設しようAEC事務局次長W・ウイリアムズに提議した。この提議にミドル・サウス電力株式会社 Middle South Utilities, Inc. の社長E・H・ディクソンが参画していたのである。ディクソンはマッカフィーと共に予算局長R・ヒューズ(当時次長)およびAEC委員長L・L・シュトラウスと密接な連絡をとり、一九五四年一月二十日の会合で、アーカンソー州メンフィス Memphis 地域でAECと私的電力会社との契約を結ぶように主張し、ミドル・サウス電力株式会社は、もう一つの電力持株会社サザン会社 Southern Co. と共同して交渉に応ずる用意のある旨、AEC側に申し入れた。かれらはこの席上で、パドッカ周辺にこれ以上大きな電力ブロックを、TVA中心に建設することに反対した。こうした予備的工作の時期を経た後、同年二月二五日に、最初のDY提案が正式に政府へ申込みられたのである。

この初提案は甚だ欠陥の見えすいものであった。第一にそれは会社側の獲得する利潤について無制限であったし、第二に料金基礎をなしている建設費見積りが著しく過大であった。提案によると、建設コストはKWH容量当り二〇〇ドルに見積られていたが、TVAのシューニー発電所 Shawnee plant 建設に要したコストはKW

H当り僅か一四五ドルに過ぎなかった。シエトラウスAEC委員長はかかる不当な見積をさえ、一応妥当なものと考え、予算局はこの数字の検討を試みようとするほどに批判的ではなかったのである。しかしこの初提案にたゞしては連邦動力委員会 Federal Power Commission の電力部長F・L・アダムズが予算局の技術コンサルタントとして異議を唱え、見積りのやり直しを要求した。その結果、契約によれば建設技術を請負うはずになつてゐたエバスコ技術供給会社 Ebasco Services のシール副社長がコスト見積り修正を行い、これにもとづいて同年四月一〇に修正新提案がなされた。その後、新提案も解約条項など部分的な変更が加えられはしたが、結局これが最終的なDY契約の基礎をなしたのである。

契約取決めにあたっては、又大統領の力に負うところがかなり大きかつた。少くともTVA以外の電力私企業と交渉を進めるといふ方針は、一九五四年一月の大統領年頭予算教書で確定化せられ、その反公有電力論はDY契約賛成派に理論的抛りどころを与え、DYグループとの取引に権威を附して、反対派の力を殺いだ。契約締結に先立ち、大統領がDYの提案条件にもとづいて契約をとり決めるようAECに命じた時、取引は実質的に成立してゐた。

こうして一九五四年十一月十一日にミシシッピ河域発電会社とAECの間で前記の電力契約が調印されたのである。契約は前文および五一ヶ条からなる長文かつ煩雜なものであるが、その概要は次のようなものであつた。

- (1) ミドル・サウス電力株式会社とサザン会社は共同子会社ミシシッピ河域発電会社を設立し、アーカンソ一州西メンフィスに出力六〇万KWの発電所を建設、年五二億KWHの電力をAECに販売し、TVAはAECに代つて電力を受けとる。契約期間は二五年であるが、AECは更に二〇年間延長し得る。

- (2) 新会社の持分資本 equity capital 五五〇万ドルのうち四三四万ドルはミドル・サウス電力株式会社、残りはサザン会社が出資する。他に九、九九一万五〇〇〇ドルの社債を発行し、一般金融機関に引受けさせる。
- (3) 新会社からTVAまでの送電線は政府資金六〇〇万ドルで建設される。
- (4) 購入電力料金は二種の料金基準で構成される。
 - (a) 基礎容量料金 base capacity charge 〓 継続建設費、管理費、無負荷運転費、諸税等にもとずき、年九〇五万二〇五〇ドル
 - (b) エネルギー料金 energy charge 〓 販売電力生産に要する燃料費および労務費を基礎にして、一KH当り一・八六三ミル。
- (5) 会社資本利益率は五五〇万ドルにたいする年九%、四九万五〇〇〇ドルとし、最高の場合でも年一〇・九%、総額六〇万ドルを超えてはならない。建設見積費用と実費用との差があれば、費用差一〇〇万ドルにつき二万八〇二五ドルの資本報酬修正を行う。九%を超える利益金は特別積立勘定 special reserve account に計上され、契約終了後、残高はAECと会社で折半される。もし一〇・九%を超える利益があれば制限基金 limitation fund に積立てられ、契約終了後、残高はAECに支払われる。
- (6) 連邦所得税は、税引き後の純利益が四九万五〇〇〇ドルになるよう、予め資本報酬の中に含められる。従って資本報酬額は年一〇三万一、二五〇ドルである。
- (7) 減価償却は減債基金法により利率三・五%を以て行い、年償却額は三二年間で債務償還するための年額にはほぼ等しいものとする。但しこの方法には国税庁 Internal Revenue Service の認可を要する。もし契約

条件の変更が必要となつた場合には、AECが認めるならば所得税目的のために加速度償却を行いうる。

- (8) AECが契約を取消す場合は、公正かつ合理的な解約料として、契約打ち切りの結果会社が第三者に支払うべきもの、および会社の蒙つた、もしくは当然生ずると考えられる全費用が補償される。解約料の最高額は五二五〇万ドル余りに達する。

AECはこの契約においても原子力企業建設にかんする各種契約と同様、交渉契約制をとつたが、競争入札制の排除は特定企業への特権的利益供与という予定表通りに契約が結ばれることを意味し、交渉から洩れた公益事業資本の反対を呼びおこした。TVAは終始契約に反対であつた。TVAから何らかの恩恵を蒙っている地方の住民、特にこの契約の結果最も直接的な影響を蒙るメンフィス地域の住民も反対した。広い範囲にわたつての契約反対は、議会内民主党勢力の共和党権攻撃に結びつき、AECの仕事を監督・調査する場所である原子力合同委員会 Joint Committee on Atomic Energy や、上院反トラスト、独占法務小委員会 Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary, U. S. Senate で重大な公益侵害の事実が明らかになつて、DY取引は大々的な政治問題へと発展して行つたのである。

三

取引経過と契約内容に含まれた数多くの反社会的な事実は多面にわたつてゐるが、これを大別するならば大体三つの部面にまとめることができる。第一は、契約内容そのものもつ利権的性格であり、第二は、特定電力企業を包含する巨大独占体と政府諸機関との契約をめぐる共謀の事実であり、最後に、この取引は単なる利権的取引

ではなくて、アメリカの伝統的な独占統制にたいする、独占資本の戦略的行動であった、ということである。以下、これらの諸点について、順次見て行くことにしよう。

1、契約は様々な形で大きな特恵的利益を契約者に保障するものであった。

これについては何よりも先づ利潤制限の問題が注目される。会社の受取る年純利益は、持分資本にたいする九%、四九万五〇〇〇ドルと、社債および借入金金利子(平均利率三・六%) 三九万六〇〇〇ドルその他を含めて、総計四一六〇〇〇ドルとなるよう、料金基準が決められていた。そして計画利潤と実際利潤との差異については、持分資本にたいする年純利益が最高六〇万ドルを超えないよう制限がおかれ、超過分は制限基金に組み入れられて後、AECに返されることになっていた。しかしこの利潤制限方式は、いくつかの抜け穴のために本来の機能をほとんど失っていたのみならず、逆にそれは会社にたいする巧妙な利潤保障の仕組みとして機能するものであった。

契約による超過利潤発生の可能性には主として二つのものがあつた。すなわち二種の料金基準の構成について夫々見出されるのであつて、会社の持分資本の割合が異常に低いため、見積費用と実際費用との僅から差異でも持分資本報酬 equity return に大きな影響を及ぼしうる。会社の建設コストはKW当り一六〇ドルに見積られ、これ自体かなり高いものであることは既に触れておいたが、の中には資材、設備費の伸縮規定 escalator provision にもとづく費用や事故費など、臨時費々々が一七%を占めていた。これは正常な場合の一〇%に比べ、不当に高いものであり、もしこの臨時費が不要となれば、持分資本報酬率は一六・五%になるとさえ云われた。⁽¹⁾ ミシ

シッピー河域発電会社のごとく前例のない程に巨大な発電所の建設費用は、正確に予見することが困難であり、従つてAECのT・E・マレー委員のごとき消極的契約賛成派でさえ、資本費節約による利益は政府が収めるか、さもなければ超過コストの分担を拒否すべきだと主張したほどである。にも拘らず、政府はDY側の技術計画や設計の検討を行おうとせず、AEC独自のコスト計算もしないままに、DY側の見積りを受け容れたのである。そして、もし建設費節約が明らかとなつた場合でも、基礎容量料金は、費用節約一〇〇万ドルにつき僅か五万六〇五〇ドルの割合で算出された額の五〇%だけしか減額調整されず、しかも残る半分は会社の持分資本報酬と合せられて、これを基礎に税込み利潤が増額調整されるため、政府支出は反つて大きくさえなるのである。これは契約の税金補償方式の操作による結果でもあつた。そして会社が建設から得るものと予想される費用節約は二五一年間にわたつて報酬率の上に反映されることになつていた。又、エネルギー料金の主な要素は燃料費であるが、一KWH生産に要する熱量は九、九一七B・t・uとされていたが、これは甚だ高い見積りであつた。一九五三年の連邦動力委員会の年次報告によると、DY会社の規模に最も近いオハイオ電力会社 Ohio Power Co. の熱率 Heat rate は九、四三二B・t・uであり、TV A電力部次長R・A・カンプマイヤーは「これほど有利な熱率をAECに考慮して貰つたことは一度もない」と証言して⁽⁴⁾いた。TV Aの新設発電所の熱率は大体九、四〇〇B・t・u前後である。一般会計局 General Accounting Office は、もしDY発電所が相應の能率を以て操業されるならば燃料コストは年四七万ドル以上も少くして済むはずだと指摘して⁽⁵⁾おり、この費用要素は何ら調整されないため、会社は完全に利益を手に入れることができるのである。

超過利潤取得の可能性は特別積立金勘定、制限基金の二種の利潤制限勘定の設定によつて制約される形をとつ

ているが、余剰電力の契約外販売から生ずる収益は別個の会計に計上され、会社が同系統電力会社に電力を融通販売して得た利益には制限的効果が及ばないため、利潤制限は事実上形式だけのものであった。新会社にたいするAECの負荷率は八〇%と予定されているから、会社は一〇万KW以上の予備容量を利用することができる。これは年間一〇億KWHにのぼる電力量が会社の自由になることを意味する。設備容量一般はすでに政府が負担しており、追加的労務費といつても雇傭労働者総数には変化がないため大したものではない、とすれば余剰電力の生産コストは実質的に追加燃料費だけである。こうして、E・キーフォーバー上院議院の推定によると、会社はKW H当りの原価一・八ミルの電力に一ミルの利潤を附加して販売するとしても、年四八万ドルの利益を得ることができはらずであつた。⁽⁶⁾しかも同系列電力会社は、二・八ミルで買いつつた電力を転売することによって、更に大きな利益を実現し得る。DY系統の会社設備は古いものであるため、その発電コストがKW H当り四ないし四・五ミルであることを考えるならばその利益が如何に莫大なものになるかが分る。こうした予備容量からの利益は、TVAのメンフィス地域での負荷率が実際には八〇%よりかなり小さいため、更に増大する可能性さえ存在していた。

制限の及ばぬ超過利潤は、減価償却その他各種準備金からも生ずる。固定設備の償却は減債基金法で行われ、年償却額は年債務償還額にほぼ等しいものとされているが、この会社は投資の大部分すなわち九五%までを社債、借入金で調達している——通常アメリカの会社の持分資本率が三五%であることに比べれば、この会社の持分資本率五%は異常に近いのであつて、かかることが可能なのもDY会社が政府に保障された安全有利な投資であるからに外ならない——ため、負債が通常の減価償却期間よりもかなり早く三一年間で償還されることによつて、

ほとんど無償の残存設備価値という形で巨額の利益が会社に帰することになる。アメリカ公共電力協会 American Public Power Association の事務局長 A・ラチンは、火力発電所の減価償却期間は普通四〇年であり、D Y 発電所は償却終了後ほぼ一〇年間の耐用年限をもつわけで、これを直線法で評価すればおよそ二七〇〇万ドルに値し、契約による電力収益のおかげで会社は最初に投入した資本価値五五〇万ドルの五倍に値する発電所を所有することになる、と合同委員会で証言した。⁽⁷⁾その他各種準備金から山分け利益が生ずることになっており、例えば A E C は保全費支出として六〇万ドルに一 K W H 当り一・五ミルの割合で加算したものを契約全期にわたって支払わねばならず、これは総額三六〇〇万ドルに達する。もし見積保全費が同年度内に支出されなければ保全繰越準備金 deferred maintenance reserve に積立てられるが、この準備金は四五年間——契約によれば設備は三一年間で償却されて無価値になる計算であるにも拘わらず——積立てられ、会社は政府の費用で一五年間の追加保全費を獲得することになっていた。そしてこの基金は投資にふり向けられることが出来、最後に発電所が完全に信頼しうる能率的操業条件におかれて後、残高がある場合に政府と会社との間で半々に分け取られるのである。同様の操作が総額六〇〇万ドルほどの取替準備金 replacement reserve についても仕組まれていた。

右のような事情のもとでは二種の利潤制限勘定は本来の目的を果すものとしてではなく、それはむしろ会社にたいする収益保証の二重のクッションとして機能することになっていた。もし、各年の所得が持分資本報酬率九%に達しない場合には特別積立金からその差額をひき出すことができ、更に又制限基金も年収益が持分資本にたいする六〇万ドルの上限に達しない時にはこれを上限にまでひきあげるために利用されるのである。こうして二つの基金が、契約の全期間を通じて、収益の良好な年の利益を予備基金として、会社が毎年四九万五〇〇〇ド

ルの純利益を得、更にそれを超えて六〇万ドルの年純利益をも確保しうるよう保障する二重のクッションの働きをなしている。そして特別積立勘定がある年度末に五〇万ドルを超過すればその分はAECと会社とで分割せられ、契約終了時に残高が双方で平等に分配されることになっているから、ここにも山分け利益の源泉があるわけである。

政府による会社の利益保障は、税金補償支払を通じても行われることになっていた。契約では料金が建設費、営業費等と関連して決定される場合、税引後利益がそれらと一定割合を保つように年報酬額が決められている。これは政府契約で会社所得税が直接補償され、会社の税負担を政府が肩替りすることは不健全な政策であるという主旨のもとにそれを禁じた、一九五四年原子力法ゴア修正条項 Gore Amendment をすり抜けるための偽購的措施であった。DY会社はこれによって政府から直接五三万六〇〇〇ドルの連邦税その他、州税、地方税の実質的な補償を受けるが、もし営業費用が大幅に見積額を起えたり、あるいは契約外電力販売から損失が生じた場合、所得税申告は政府から既に補償された額よりもずっと少くなる反面、超過利潤が生じた場合にはそれが特別基金に積立てられて二五年の間所得税を免れることができるのである。こうしてD・Y・会社はその営業上の損失を税金費用で埋め合わせ自由が与えられ、常に九%の資本収益率を確保するようになっていた。しかも、税率が五二%以下に引き下げられることがあれば、会社の利益は更に大きくなる一方、もし法律が変更されて、現在の相殺方式が認められなくなった場合には、「かかる法律の変更にもとづく支払条項効果の変化を、可能な限り最少数にとどめる目的を以て」(契約第四―三条)支払条項を修正するよう、予め取り決めているのである。

又、契約解除の際には最高五、一五〇万ドルの解約料支払が決められているが、この額はほとんど契約全期に

わたって固定されており、二〇年後にはじめて幾分減少するにすぎない。この点については、本契約に先立つ他の二つの政府電力契約よりも有利なものであった。

右のように会社側は政府から様々の保障を受けていながら、その義務はかなりゆるやかなものであり、他面、政府側の権限はできるだけ制約されていた。例えば、契約には電力の確定引渡期日がなく、発効後三二、三四、三六ヶ月以内に夫々三発電所が建設されるべく「最善の努力を払う」よう約束されているだけで、契約違反にたいする措置が全くないのである。事故による一部発電所の休止の場合でも容量料金は変化せず、税金も相変わらず支払われるのみならず、不可抗力 *force majeure* の事由の場合——これには会社の設備設計上の失敗や怠慢による事故、ストライキ、あるいは会社自身が勝手に危険な敷地を選んだにも拘らず洪水禍発生の場合も含まれている——には、会社は電力引渡不能より生ずる一切の損失に責任はないものとされ、AECは料金全額支払の義務を負わされているのである。これにひきかえAEC側は、建設工事の検査、テストの権限もなく、不適当と思われた場合の設備拒絶の力もない。DY発電所の設計、建設が、悪名高く“Ebasco fiasco”（エバスコの大失策）^[註]の、当の責任者エバスコ技術供給会社に委ねられていたことを考えれば、右の取り決めは大きな意味をもっていたと云える。

[註] 先に挙げた電気エネルギー株式会社、ジョッパ火力発電所建設を請負ったエバスコ技術供給会社が、見積り建設費の六〇%以上、四〇〇〇万ドルに余る赤字を出しながら、結局失敗して手を引いた事件。

又、将来当事者に同意を要する事項について紛争が生じた場合、これを仲裁委員会で処理することになったが、その三人の委員中、双方の代表委員各一名の他に第三者委員として電力事業経営者が任命されることは、

仲裁規定が政府側を充分保護するものではないことを明瞭に示していた。

かくて、D Y 契約を総括的に見るならば、C・ホリフィールド、M・プライス下院議員が原子力力合同委員会で断定したように、その「全構造は投下資本にたいする最少限九%の報酬を基礎にしている。この報酬が実現されない可能性は實際上、零である。全ての可能性は実質的に九%以上の報酬を指向している」のであって、「政府は二五年間にわたり、五億一、九〇〇万ドルの公共資金支出をあらわす、危険のない市場をD Y 会社に提供」したものであった。⁽⁸⁾

2、この電力契約は、最初から大統領、予算局、A E Cなどの国家諸機関と密接に結びついていたD Yグループに与えられるよう計画され、かつ実行された。

契約前文に、本取引は一九五四年一月のアイゼンハワー大統領予算教書に示されたた私的電力購入の要請にもとづくものであることが強調されていたし、契約のプロモーター達はこの教書を行動合理化の金科玉条としていた。しかし大統領教書はブルジョア国家権力の総括的の代表者による、一般的な政策基調として、自由企業主義を打ち出したものであり、これに具体的内容をもりこむのは関係国家機関と私的独占との具体的な繋りである。事実D Yとの交渉はすでに五三年末から予算局、A E Cとの間で行われていた。大統領は取引の一般的原则を策定するのみならず、一旦準備された具体的取引にたいしては強力な推進者として機能した。一九五四年四月の修正提案を強引に成約させるべく、予算局長R・ヒューズは大統領がA E Cにたいし、右提案にそつて交渉を進めるよう要請することを求めた。そして、A E Cの契約承認は大統領の要請があつて間もなくのことであつた。

原子力合同委員会、上院反トラスト独占小委員会の聴問会では、当然のことながら取引での予算局、AEC等とDYGグループとの背後関係が追求された。

ミシシッピ―河域発電会社の主たる発起会社ミドル・サウス電力株式会社は、ユナイテッド株式会社 United Corp. と共にモルガンの支配を受け、かつアメリカ電力業で最大級の規模の公益事業持株会社であった電気証券株式会社 Electric Bond & Share Corp. が、一九三五年の公益事業持株会社法 Public Unity Holding Company Act of 1935^(註) により、一九四九年に分割せられてできた新持株会社である。

〔註〕公益事業持株会社法は経済的、地理的必要の限度を超え、支配の目的を以て数州にまたがり組織された持株会社を分割単純化し(同法第十一条)、公益事業の地域的、経済的経営を確立しようとするものであった。(同法一条、二条)

電気証券株式会社は五つの中間持株会社 Subholding company を擁していたが、その一つの電力電燈会社 Electric Power & Light が分割せられ、旧支配電力会社のうち四社の普通株持分一億五〇〇〇万ドル余りを引き継ぐ新持株会社として、ミドル・サウス電力会社が創設されたのである。他方、最高持株会社であった電気証券株式会社は Ebasco Services という技術供給会社を組織し、これが旧系列下の各電力会社との間にサービス契約を結び、その綱の目の中で政策決定機関 policing agency として機能し、旧子会社を監督しながらこれまで同様の支配体系を維持しようとしていた。E・H・ディクソンはミドル・サウス電力会社およびその四子会社の社長であり、同社は又、電気エネルギー株式会社の持分資本六二〇万ドルのうち一〇%を所有し、かれはその副社長でもあった。そして、E・H・ディクソンはミシシッピ―河域発電会社の社長として、同じミドル・サウス出身のD・O・ケネディ副社長とともに、この新会社を支配する地位にいたのである。

もう一つの発起会社、サザン会社もやはりモルガンの支配下にあつた巨大公益事業持株会社、ユモンウエル
ス・アンド・サザン株式会社 Commonwealth and Southern Corp. が解体せられた際に新設された持株会社で
あり、その取締役会々長 E・A・イーツはミシシッピー河域発電会社の次席副社長となつた。

[註] コモンウエルス・アンド・サザン株式会社は、前記の電気証券株式会社と同様に、ニューヨーク・ファーストナシヨナ
ル銀行 First National Bank of N. Y. およびボンライト株式会社 Bombright Corp. から役員が派遣されて、モルガ
ンの勢力下におかれていた。

AECとDYグループとの取引を主導的に仲介したのは、この新会社の巨額な社債を引き受けることになつた
大投資銀行ファースト・ボストン株式会社 First Boston Corp. であつた。投資銀行としては最大会社の一つで
あり、国債引受けでは全米第一位をしめ、公益事業投資に大きな比重を保つていた同社は、はじめモルガン金融
帝国の地方出先機関であつたボストン集団の支配する、ボストン・ファースト・ナシヨナル銀行 First National
Bank of Boston から、一九三二年銀行法 Bank Act of 1932 により証券投資部門が独立してできたものである。
ところが、同社が一九三四年にチェーズ・ナシヨナル銀行 Chase National Bank の投資銀行姉妹会社と合同
した際、その指導的地位の大部分がチェーズ・ナシヨナル銀行系の人物でしめられ、更に一九四六年メロン証券
株式会社 Melon Securities Corp. をも合併することによつて、ファースト・ボストン株式会社は、公益事業産
業に大きな力をもっているモルガン勢力の領域を侵すべく、ボストン、メロン集団を同盟軍に引き入れたロック
フェラー勢力の金融拠点となつていた。そして、DY取引においてモルガン系列の公益事業持株会社にファース
ト・ボストンが金融することになつたのは、ロックフェラーの企ての着実な進展を示すものであり、公益事業、

原子力その他航空機、電子工業などの分野におけるロックフェラー勢力の全面的進出行動の一環をなすものであった。

ファースト・ボストン社は、オハイオ河域電気株式会社契約においても三五〇〇万ドルにのぼる社債を引受け、その三四%をメトロポリタン生命保険会社 Metropolitan Life に売却していた。ミシシッピ河域発電会社の社債も、同じくファースト・ボストンを通じて主にメトロポリタン生命保険およびチェーズ・ナショナル銀行が買入れることになっていた。そしてロックフェラーの法律事務所サリバン・クロムウエル Sullivan & Cromwell が取引における D Y グループの法律顧問としてかれらを代表していた。

D Y 取引には金融顧問として、P・L・ミラーが参画していたが、かれはファースト・ボストン株式会社の証券販売担当副社長であり、この人事は予算局の外部職員 outside official として T V A 問題の研究に従事していた同社副社長 A・H・ウエンゼルと予算局長 R・ヒューズによるものであった。

政府側の中心人物の一人である予算局長 R・ヒューズは一九五三年三月予算局に入るまではロックフェラーと関係の深いファースト・ナショナル・シティ銀行 First National City Bank のコントローラーであり、又「核兵器企業のあらゆる面において、政府諸機関と会社重役との間のきわめて緊密な相互作用の舞台」で、かつ D Y 契約の政府代表機関であった A E C の委員長 L・L・シュトラウスはロックフェラー兄弟株式会社 Rockfeller Brothers, Inc. の金融顧問で、同族諸会社の取締役を兼ねていた。

上院の反トラスト独占法務小委員会ではこれら私的独占と政府諸機関との人的連繋が特に大きくとりあげられ、就中、予算局長 R・ヒューズ、同外部職員 A・H・ウエンゼルの役割が重視され、かれが政府と私的会社の双方

を代表している点が鋭く追求されたのである。⁽¹⁰⁾

この国家諸機関と私的独占との完全な協同をまえに、他の非独占的競争業者はまことに簡単に取引から排除された。例えばニューヨークの投資銀行業者サーモン・ブラザーズ・アンド・ハッラー Salmon Brothers and Hutzler や、コールドウエル・マーシャル・トリンブル・アンド・ミッチェル Coldwell, Marshall, Trimble & Mitchell など四つの利権グループが、財務、経済問題コンサルタントW・V・トレッコフを中心として一九五四年四月に、DY契約よりも遙かに政府に有利な提案——例えばKWH当り電力コストはDYの四・一七ミルにたいして、これでは最低見積り三・二六ミル、最高でも三・四〇ミルにすぎなかった——を申し出たにも拘らず、ろくに検討もされずに同年七月棄却された。^(註)

〔註〕 W・V・トレッコフ・グループの提案は最初から予算局の下級機関で取り扱われたにすぎず、又シネトラウスAEC委員長は、これがDY提案よりも劣ると敢ていい、しかもかかる提案はTVAが自己の責任で採否を考慮すべき問題だと冷淡につっぱねた。⁽¹¹⁾ これは同じ種類のDY提案にたいしてはAECを積極的な仲介者とするに何の躊躇も見せなかった人間の態度としては、誠に不可解なものであった。

又、W・V・トレッコフグループはその技術関係者としてギブズ・アンド・ヒル株式会社 Gibbs & Hill, Inc. を任命するよう要請したが、間もなく同社は「米国における私的電力業者の利益に反するような、いかなる努力にも、社名をかすことは出来ない」として提案から同社名を取り除くことをW・V・トレッコフに要求した。これは同社がE・H・ディクソンの子会社との取引関係に注意するよう忠告した、彼の圧力によるものであったことは云うまでもない。⁽¹²⁾

従来、政府契約は競争入札制をとるのが普通であったが、原子力産業については機密保持その他の理由で交渉契約制がとられることになっていた。そして、DY契約もこれを踏襲した。競争入札制に反対した合同委員会

内のD・Y賛成派は、発電所位置にかんする技術的考慮や契約終了後の市場転換の可能性、計画失敗時の代替電力確保の必要などから、交渉はメンフィス地域に近接する電力組織に限定され、建設能力の点からいつてD・Yグループに決まらざるを得ないと主張した。しかしながらメンフィス地域はD・Y・グループ自身のサービス区域からさえ遠く離れたものであった。電力コンサルタントのW・セイモアは証券取引委員会で、「正常な状態ではザン会社が西メンフィス地域の電力供給源になることなど考えられもしない」こと、そして又「ミドル・サウス系統の一端に、D・Y・程に巨大な発電所が配置され、同社のサービス区域外でその容量の九〇%以上を配電するように設計されているのは、異常かつ全くユニークなことである」と述べた。⁽¹³⁾

メンフィス地域はTVAの供給区域であつて、純経済的に考慮するならば当然TVAの容量増加が計画されてしかるべきであつた。にも拘らず、さまざま不合理を冒してまでTVAのサービス区域の只中に、ミシシッピ―河域発電会社という私的電力組織を創設しようとしたのには重大な意味がひそんでいた。

それは、国防需要を「アメリカの自由企業制度」と調和させながら充足するという名分のもとに、公有電力制度の象徴的存在であるTVAの制圧という電力独占体の戦略行動でもあつたのである。

3、D・Y契約は歴史的な電力独占と反独占との闘いの新たら展開であり、特にTVAにたいする独占資本からの攻撃の頂点をなすものであつた。

公益事業分野はその長い統制の歴史が示しているように、独占組織による経済支配という点で際立っていた。

アメリカ電話電信会社 American Telephone & Telegraph、インサル・グループ Insull Group、ユナイテッド

株式会社、エバスコ等は一九二〇年代から三〇年代にかけて独占組織の最高峰をなしていた。公益事業独占への反対諸活動は数十年にわたって続けられてきたが、一九三三年のTVA創設、一九三五年の公益事業持株会社法制定はその具体的成果として最大のものであった。

TVAの低料金政策——ヤードスティック yardstick として知られる——は電力独占価格に著しい影響を及ぼし、ニューデイル期に設けられた国営、公営、協同組合営の電力諸企業は、アメリカ国民を電力独占体の収奪から守る上に顕著な役割を果たした。従ってTVAは一貫して電力独占側からする攻撃の焦点となっていた。それは「しび寄る社会主義」creeping Socialism としてアメリカ自由企業制度の敵と見なされて来た。予算局内でTVA問題の研究に従事していたA・H・ウエンゼルは、TVAが水力発電から火力発電に移行してきた段階では「新しい政策」がTVAにたいしてとられるべきであると提唱していた。彼によればTVAは「駈足で進む社会主義」galloping Socialism⁽¹⁴⁾であった。

TVAは自ら原子力工場の負荷増大に應えるべく、テネシー州フルトン Fulton に火力発電所を建設する計画をたて、一九五二年來、七回にわたって一億ドル余りの資金割当てを政府に要請してきたが、ことごとく拒否されてきた。そして私企業との電力契約が決定されたのであるが、この政策の基礎にある理論が、大統領のS・コール原子力合同委員会委員長宛書翰に明瞭に示されていた。すなわち「洪水管制、開墾、灌漑、水力発電開発等とは関係なく、特定地域に恩恵を与えるために連邦資金を用いて火力発電設備を建設することは、他の地域の住民にたいして不公平」であり、もしTVAがいかなる手段にせよ電力の生産と供給を行うことに連邦政府が責任をとるべきならば、それは「アメリカ合衆国の他の地域、地区いづれに關しても同様の責任をもつ」⁽¹⁵⁾ことになり、

かかる政策は実行不能であるのみならず、国民も欲していない。というのである。そして、原子力合同委員会の D Y 契約賛成派は、もし T V A 増強を許すならば「アメリカの各部分において国民から故意に税金がとり立てられ、アメリカの単一の部分にすぎない産業、商業その他私的利益のために譲り渡される結果」となり、かかる政策の選択は「札つきの、無制限の、生粋の rank, unrestrained, unadulterated 社会主義となったであろう」⁽¹⁶⁾とつけ加えた。

この議論はアメリカ的通念を示すものとはいえ、余りにも奇怪なものであった。D Y 取引をめぐる議会内での反対論議の一つをなしたのは、A E C が原子力とは実質上無関係の電力供給にかんして、T V A と私企業との間に立つ電力ブローカーとなっており、これは原子力法違反であるという点であった。この効果的な反対にたいして賛成派は、D Y 会社から購入する電力は A E C が T V A から受けている電力の振替電力であり、A E C が使用するに等しいものである故合法的であると強弁した。ここでは電力業界でさえかつて用いたことのない電力の振替え replacement という奇妙な概念まで用いて、契約電力が原子力開発用のものであると強調しながら、それが T V A より供給される計画となると、全く逆に、それをメンフィス地域住民の使用するものと見なしたのである。D Y 契約反対派は、国家が国の河川の潜在エネルギーを開発し、特定地方の特殊な需要のために火力発電所を建設するのは健全な政策であり、かかることによつて私企業は何らその地位を奪われるわけでもなく、国家の独占社会主義に至ることを意味しないばかりか、「もし独占の危険があるとすれば、それは D Y 取引で政府が発起人となり、私的電力独占間の相互結合が発起されていることにこそ存在している」⁽¹⁷⁾と反論した。

D Y 契約は T V A に重大な利害関係があるにも拘らず、最初から T V A の立場は無視され、契約内容も知らさ

れず、交渉に関係することもできなかった。TVAのG・R・クラブ理事長およびH・A・カーチス、R・A・ベティ両理事は、AECが独立の機関であるTVAの立場を侵害する態度を激しく非難した。かれらは挙つて契約に反対し続けた。DY会社は契約終了後、同系統会社に吸収されない電力を政府機関——といへば実際にはTVAに引き取らせることになつていたが、この場合、増加費用を考慮に入れたかなり高い価格で売られることは充分予想されていた。AEC事務局長K・D・ニコルスは、DY会社がTVAにたいしてはAECと同じ料金では電力を提供しないだろう、とかれに言明した旨、合同委員会で証言している。⁽¹⁸⁾G・R・クラブTVA理事長はこの取り決めが「後にTVAをDYのなすがままに任せるための契約条項である」と、鋭くその本質を衝いてゐた。

取引は又、TVAサービス区域に私的電力組織の楔をうちこみ、そこに私的資本を導入して、この豊かに成長した広大な電力需要区域を、私的独占利潤の搾出市場に転ずるための第一期工作であつた。W・ランガー上院議員は私企業グループがTVAを挫折させ、農村電化局同組合 REA cooperatives を全面的に行きづまらせて、地方の非私有電力諸施設を手に入れた後、価格をつり上げようと謀議している事実を指摘した。⁽¹⁹⁾この点こそ、R・ヒューズが「私企業制度の活動路線における輝かしい例」と自負したDY契約の隠された真実でもあつた。原子力合同委員会でDY契約から直接影響を受ける地域の住民達は、かかる計画を受け入れるよりはむしろ電力なしに済ますことを選ぶことさえ云うほど、激しい反対態度をとつてゐた。TVA区域住民への必要電力供給に助力しようとしてゐるのだという行政当局側の云い方に、かれらは欺かれはしなかつた。アーカンソー州のクレメンス知事は、自分の州がたとえ法廷に訴えてでも、あらゆる手段でDY取引に反対するだろうと述べたし、又、ト

ーベイメンフィス市長をはじめとする地方官庁職員たちも同様の立場をとっていた。⁽²²⁾

更に、ミシシッピー河域発電会社の創設は、この新合同会社が、公益事業持株会社法の地域的経営主義と遠隔管理の排除、巨大持株会社の解体縮少の規定に反すると非難されたことも重要であった。新会社はアーカンソー州に所在し、テネシーの消費者に電力を供給するものであり乍ら、その最高経営者は誰一人としてこれら両州に居住せず、遠く離れた土地の非現業持株会社が発起し、重役を派遣していることは、明らかに持株会社法の地方的経営管理 local management and control の諸目的を冒していた。ミドル・サウス社の子会社であるミシシッピー電力電燈会社 Mississippi Power & Light Co. の前財務会計部長 J・D・スチーテンローズは上院法務委員会で、ミシシッピ州では相変わらず公益事業において不在者所有支配 absentee ownership and control の害悪が影響を及ぼしていると云っていたが、⁽²³⁾その支配的役割はエバスコ技術供給会社と、その副社長シールによって遂行されていた。そしてシールは D Y 取引の密接な参画者であった。公益事業持株会社法は地理的経済的に必要な基礎にたつ単一的統合公益事業組織 Integrated public-utility system の限度内でのみ、持株会社組織を許していた——しかも二段階に限定して——のであるが、D Y 新会社では「共同会社」の形態で二つの異なる持株会社組織が協同し、通常の住宅用・商業用電力供給を目的としてそれらが結合しようと企てているのであって、E・キーフォーパーによれば明白な法律違反であった。⁽²⁴⁾上院の反トラスト、独占法務小委員会の委員長として、整然たる論理と激しい情熱を以て D Y 取引きを徹底的に攻撃したこの著名な反独占政治家は、契約当事者たちおよび検事総長ブラウネルが法律違反の事実を認めない以上、必要ならばこの問題を法廷にもちこんででも違法性を明らかにすべきだと考えた。又更に、新会社の株主にたいする累積投票権や、常務委員会 executive

committee の広汎な権限附与にかんする内規は、他の一人の反独占政治家 J・C・オマホニーの言を俟つまでもなく「合衆国政府と契約を結ぶ会社に、できるだけ少数の人々の手に経営権を集中することを許す」⁽²⁵⁾ものであり、公益事業持株会社法の主旨に反するものであった。

独占的電力企業の公益事業持株会社法への抵抗は、同法が制定後直ちに法廷にもちこまれ、実に立法より十二年後の一九四七年にいたって、はじめて最高持株会社の解体が行われたほどに根強いものであり、同時に、独占制限の規制効果の影響を最少限に止めるような様々な努力が払われてきたことはよく知られているが、D Y 取引は、その最もあたらしく、かつ大規模な発展を示すものであった。上院の法務委員会でこの取引が詳細に検討された結果、そこには「競争を除去し、独占によるアメリカ電力産業の制圧を拡大しようとする二つの目的」⁽²⁶⁾があつて、この動きの背後に立つ大銀行、保険会社その他のウォール街金融機関の影響力は、「ディクソン・イエーツの連合体がこの部門における独占の問題を助長するような、あたらしい超持株会社の出現の可能性を示す」⁽²⁶⁾点に示されていることが確かめられたのである。

国防需要への供給を名目にして結ばれたこの政府契約は、それによって電力独占体の T V A 制圧の足がかりが組み立てられ、共同会社という部分的合同形態をつくりあげることによって新たな超持株会社組織の成長基盤が準備され、反独占的立法効果の一層の骨抜きを可能にし、電力産業における独占支配をこれまで以上に発展させようとするものであった。

電力独占資本のかかる全面的な反撃行動が、政府機関を支柱としながら遂行されたものとして、これほどまでに際立った例はあまり見られない。原子力工場の建設と運営における「国家と私企業体制との最高⁽²⁷⁾の合体」に際

して、「諸トラストのための持株会社」⁽⁸²⁾として活動したAECは、ここでは、諸トラストのための政策委員会としてその最高政策決定に参与し、かれらの行動を補強したのである。

- (1) Joint Committee on Atomic Energy, Report on the Nov. 13, 1953, Waiver Action by the Joint Committee on Atomic Energy, 83d Cong., 2d Sess., Jan. 1955, p. 78.
- (2) Joint Committee on Atomic Energy, hearings on utility contract between A. E. C. and Mississippi Valley Generating Co., 83d Cong., 2d Sess., Nov. 1954, p. 283.
- (3) Federal Power Commission, Annual Report for 1953, p. 127.
- (4) Joint Committee on Atomic Energy, hearings on S. 3323 and H. R. 8862, to amend the Atomic Energy Act of 1946, Part II, 83d Cong., 2d Sess., Jan. 1954, p. 1081.
- (5) Joint Committee on Atomic Energy, op cit., (Report), p. 79.
- (6) Joint Committee on Atomic Energy, hearings on exercise of statutory requirements of sec. 164, Atomic Energy Act of 1954, 83d Cong., 2e Sess., Nov. 1954, p. 766.
- (7) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on utility contract), p. 362.
- (8) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (Report) pp. 75-76.
- (9) 「オ・ソ・ソ」 「國權伸張并鐵」 頁117-118。
- (10) Senate Committee on Judiciary, hearings by Subcommittee on Antitrust and Monopoly on Power Contract, Dixon-Yates Contract, Part I, 84th Cong., 1st Sess., Jun., Jul., 1955, p. 53.
- (11) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on utility contract), pp. 953-957.
- (12) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on S. 3323 and H. R. 8862), p. 1087.

- (21) Securities and Exchange Commission, proceedings in the matter of Mississippi Valley Generating Co., Middle South Utilities, Inc., The Southern Co., Docket No. 70-3319, Dec. 1954, pp. 1309-1310.
- (14) Senate Committee on Judiciary, op. cit., p. 268.
- (15) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on utility contract), p. 501.
- (16) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (Report), p. 11.
- (17) *ibid.* pp. 94-95.
- (18) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on S. 3323 and H. R. 8862), pp. 1103-1104.
- (19) Senate Committee on Judiciary, op. cit., pp. 318-322.
- (20) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on utility contract), p. 19.
- (11) *ibid.* p. 407.
- (22) *ibid.* p. 492.
- (23) Senate Committee on the Judiciary, hearings by a Subcommittee on Power Policy, Dixon-Yates Contract, Part II, 83d Cong. 2d Sess., Sep.-Oct. 1954, p. 343 ff.
- (24) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (hearings on exercise of statutory requirements), p. 778.
- (25) Joint Committee on Atomic Energy, op. cit., (Report) p. 58.
- (26) Senate Committee on the Judiciary, Monopoly in the Power Industry, interim report, 1955, pp. 6-6.
- (27) J. S. マン 「中獨權」 「中獨權」。
- (28) 同右、九五ページ。

四

J・C・オマホニー上院議員はD・Y契約を、「かつて合衆国政府の隙に乗じて電力企業が手に入れた電力契約のうちでも、その有利さにおいては最も驚くべきものである」と評したが、まことにこの取引は、国家機関を媒介として特定電力独占およびこれを包含する支配的独占集団に与えられた特権的利権契約としては抜群のものであるばかりでなく、伝統的的反独占政策にたいする電力独占体の積極的反撃として、「公共電力と組合電力にたいするあらたな攻撃⁽²⁾」としても注目すべきものであった。この独占の攻勢が重大な意義をもつものであるだけに、それにたいする反対勢力の動きもきわめて幅広く強力に展開され、議院内各種委員会での実体があらわになるにつれて、D・Y取引は一大疑獄事件に発展して行った。本稿で明らかにされた諸事実は、そのほんの一部にすぎない。そして反独占の力によつて、一旦成約をみたD・Y契約も遂に解約されざるを得なくなつた。V・パーロはこの原因については次のように云つている。

「その印象的な勢力陣容にもかかわらず、ウォール街はディクソン||イエーツ・シンジケートでは無理をしすぎて失敗した。それは米国内における国民の反独占的傾向というものを過少評価したのであるが、これが当時マッカーシズムと政治的抑圧の雰囲気支配的であつたにも拘らず機に應じて起つた。

T・V・Aから利益をえているテネシーの政治家と事業家や、独占された組織網のなかに適所を求める二流の公益事業金融業者や、共和党にむけて用いる政治的武器を求める民主党政治家などは、疑獄のとりことなつたアイゼンハワー政権のもつとも重要な疑獄をつくりだすことになつた広汎な曝露に合流した。⁽³⁾」

そして、この曝露の力に抗しきれず、大統領は一九五五年七月十一日、遂にD Y契約の解約を決定したのである。大統領はメンフィス市が自ら火力発電所を設立することを解約の条件とした。これはE・キーフォーパーの云うように、D Y契約が原子力工場の電力契約ではなくて、実はメンフィス地方の一般需用の電力供給源をTVAから私企業は切りかえるためのものであったことを、行政府が自ら告白したようなものであった。⁽⁴⁾

解約はたしかに反独占諸勢力の勝利を意味している。がしかし、それは未だ決定的な勝利ではなかった。D Y契約に反対した地域社会のなかでも、メンフィス市は最も強硬であったが、解約と引きかえにメンフィス市がTVA電力系統と切り離され、独自の孤立した電力組織をつくるべく強制されたのは、一種の微罰的内容をもつものだとさえ云われている。⁽⁵⁾

電力独占体はD Yで敗れたとはいえ、他の地方では着々とその勢力を拡大していた。オレゴン州ヘルズ河域計画ではその地方の住民が公共開発を要求したにも拘らず、エバスコ系統のアイダホ電力会社が開発することになった。⁽⁶⁾

上院の反トラスト・独占法務小委員が、大統領による解約の報せを受けとった時、J・C・オマホニー議員は「解約は、議会聴問会において、隠蔽されていた事実が曝露されたために止むなく行われたものである。私はこれが単に第一歩にすぎないと思っている。それは、この政策がREAプログラムや公共電力系統を行きづまらせ、国家の河の開発や国民の電力の生産と配給を持株会社の支配にまかせ、その財政的利益をはかるためのものとして、現政府の初期に画策されたものだからである。……われわれは、この動きの源が何であるかを見出さねばならないし、その源を政府各機関について探し出さなければならぬ。そうしない限り、われわれは、わが国の政

府をワシントンからとり払って、ウォール街にひき渡すことになろう」と述べた。⁽⁷⁾この言葉は、反独占勢力による事態の確な表現であるが、しかし「長期的には重要産業ならびに金融集中の私的所有と支配とを廃絶する以外には、金融寡頭の多様な手段を制圧する道はない」というV・パーロの立論に示された方向のみが、唯一の完全な解決策であろう。だがそれは文字通り「長期的」指針であっても、近き将来に実現できる可能性はきわめて少い。今後もおお、かなりの長期にわたって独占体は国家との癒着を深めて行くであろうし、反独占の闘いも繰り返されて行くであろう。DY契約に見られた電力独占体の企ては、アメリカの国家独占資本主義が発展して行く中で、再びその姿を現わすに違いない。その意味において、DY取引はJ・C・オマホニーの云うごとく、単に「第一歩」にすぎず、今もおおそれは生きていと云わねばならない。

(1) Senate Committee on Judiciary, hearings by Subcommittee on Antitrust and Monopoly on Power Policy, Dixon-Yates Contract, Part I, Jun, 1955, p. 48.

(2) V・パーロ「最高の金融帝国」一四五ページ。

(3) 同右

(4) Senate Committee on Judiciary, op. cit., p. 321.

(5) *ibid.*, p. 321.

(6) V・パーロ「上掲書」一四七ページ。

(7) Senate Committee on Judiciary, op. cit., p. 322.

(8) V・パーロ「上掲書」一四七ページ。